

平成21年度 予算編成
並びに施策の策定に関する

要 望 書

(平成20年8月)

和歌山県町村会

平成21年度 予算編成 並びに施策の策定に関する要望

平素は、県内町村の自治振興の発展につきまして、格別のご高配とご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、町村においては、過疎化・少子高齢化社会への対応や防災対策、社会基盤の整備等々、解決すべき課題が山積していますが、知恵と工夫を凝らしながら様々な施策を展開しているところです。

このような中で、我々町村は、行政体制の整備や健全で節度ある財政基盤の充実強化に努めておりますが、なお多くの課題に直面しています。

つきましては、平成21年度の予算編成並びに施策の策定における重点要望項目を取りまとめましたので、その実現につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年8月

和歌山県町村会

会 長 奥 田 貢

目 次

◎ 和歌山県町村会要望事項

1	地方分権の推進及び町村財政基盤の強化	3
2	道路の整備促進	5
3	地震・津波等の自然災害対策の強化	10
4	総合的な少子化対策の推進	11
5	生活環境の整備促進及び環境保全対策	12
6	社会福祉対策の充実	14
7	農林水産対策の充実	17
8	情報基盤整備の促進	19
9	空港関連の整備	20
10	大型共同作業所等の経営改善	21
11	森林環境税（仮称）の創設	22
12	過疎対策の強化	23
13	住環境整備事業の推進	24

◎ 各郡要望事項

【 海草郡 】

- 1 道路整備について…………… 2 7

【 伊都郡 】

- 1 伊都地方心身障害者更生施設（入所）の
運営について…………… 3 3
- 2 道路関係について…………… 3 3
- 3 紀の川左岸広域農道の早期完成について…………… 3 6
- 4 J R 和歌山線と南海高野線の相互乗り入れ
並びに利便性の向上等について…………… 3 7
- 5 紀の川流域下水道事業の促進について…………… 3 8
- 6 世界遺産の保全について…………… 3 8
- 7 紀伊丹生川ダム建設計画中止に係る措置について…………… 3 9
- 8 一般廃棄物焼却施設撤去に対する助成措置について…………… 3 9

【 有田郡 】

- 1 道路の整備促進について…………… 4 3
- 2 森林基幹道白馬線の建設促進について…………… 4 5
- 3 河川改良事業等の促進について…………… 4 5
- 4 湯浅広港港湾整備事業の促進について…………… 4 6
- 5 農林業の振興について…………… 4 6
- 6 J R 駅舎等の対策について…………… 4 7
- 7 生活環境の整備促進について…………… 4 8
- 8 重要伝統的建造物群保存地区町並み保存のための
技術的支援・財政的援助について…………… 4 8

9	社会教育の普及について……………	4 9
1 0	広域観光パンフレットの作成について……………	4 9

【 日高郡 】

1	主要幹線道路の整備促進について……………	5 3
2	切目川水系河川整備について……………	5 5
3	切目川ダム建設事業について……………	5 6
4	西川河川整備について……………	5 6
5	二級河川南部川水系（古川）の整備促進について……………	5 7
6	土生川下流域の早期整備について……………	5 7
7	二級河川前田川の改修について……………	5 8
8	河川流失ゴミ対策と県費助成の拡大について……………	5 8
9	施設園芸産地の体質強化について……………	5 9
1 0	暖地園芸センターの機能強化について……………	5 9
1 1	農業農村整備事業の推進について……………	5 9
1 2	水産基盤整備事業等の推進について……………	6 0
1 3	煙樹海岸整備事業の促進について……………	6 0
1 4	市町村合併に伴う県の財政支援について……………	6 1
1 5	安心して子供を産み育てることができる医療体制 の確保について……………	6 1
1 6	災害時医療体制の充実について……………	6 1

【 西牟婁郡 】

1	公共下水道事業に対する県交付金の 引き上げについて……………	6 5
2	流域公益保全林業整備事業について……………	6 5
3	道路網の整備について……………	6 5

4	砂防及び急傾斜地崩壊防止対策について……………	6 7
5	河川改修事業等の促進について……………	6 8
6	海岸環境整備事業について……………	6 9
7	漁港整備事業について……………	7 0
8	遊休農地対策と後継者の育成対策について……………	7 0
9	景気対策、雇用対策への対応について……………	7 0
1 0	山村振興対策について……………	7 1
1 1	林業の振興対策について……………	7 1
1 2	公立学校施設整備費補助金の補助単価 の引き上げについて……………	7 2
1 3	県立定時制高校分校の教育振興について……………	7 2
1 4	C A T V事業の推進について……………	7 3

【 東牟婁郡 】

1	県道の改良について……………	7 7
2	県立救急医療センターの建設について……………	7 8
3	産業廃棄物処理場の設置について……………	7 9
4	学校建物の大規模改造における補助基本額の 引き下げ及び補助対象事業の拡大について……………	7 9
5	急傾斜地崩壊対策事業の促進について……………	8 0
6	アライグマ駆除の体制整備について……………	8 0
7	保育所耐震補強事業に係る県補助について……………	8 0
8	図書館建設に係る国庫補助について……………	8 1
9	日本トルコ友好教育プロジェクトについて……………	8 2
1 0	和歌山県観光連盟の南紀エリア事務所の設置について…	8 2
1 1	海岸における漂着ゴミ・海藻や流木等の撤去について…	8 3
1 2	串本沿岸海域のラムサール条約登録を 活かした施策について……………	8 3

和歌山県町村会

要 望 事 項

1 地方分権の推進 及び町村財政基盤の強化

地方分権型社会の本格的な構築が求められるなか、町村は住民の暮らしに必要な公共サービスを効率的・効果的に提供し、活力ある地域づくりを形成する必要がある。

よって、真の地方自治確立のため、町村が責任を持って行財政運営ができるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1. 第二期分権改革の推進

- (1) 地方分権改革の推進にあたっては、国と地方の役割分担を整理し、一体的な権限・事務・財源・人材の移譲を図られたい。
- (2) 今後一層の事務・権限の移譲を行うにあたっては、町村の意見を十分に踏まえたものとされたい。

2. 地方税源の充実強化

町村の自主財源を安定的に確保するため、税源の偏在性が少ない税目において地方税体系の構築を行われたい。

3. 地方交付税の充実強化

地方交付税の現行法定率を堅持し、町村の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保されたい。また、町村の需要を適切に反映するよう財政調整と財政保障の両機能を堅持されたい。

4. 法令外負担金について

町村においては、厳しい財政状況の下で様々な行財政改革に取り組んでいるが、町村が各種団体に拠出している法令外負担金が、さらなる財政を圧迫していることから各種団体の活動内容を精査し負担金の縮減を図られたい。

5. 町村においては、過疎化・少子高齢化に伴い不用となった学校及び公営住宅等の公共施設が多数あり、防犯上においても問題となっている。

については、町村が所有する公共施設の取り壊し費用に対する財政措置を講じられたい。

2 道路の整備促進

本県の道路整備は全国水準に比べて著しく立ち遅れている状況であり、また、大規模災害に備えた緊急輸送路の確保や観光産業振興等のためには道路整備が喫緊の課題であるため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1. 道路財源の安定的確保

町村にとって重点課題である道路整備を着実に進めるため、次の事項について配慮されたい。

- (1) 遅れている地方の道路整備を促進するとともに老朽化する道路構造物の維持更新を計画的に実施するため、道路財源の安定的確保を図られたい。
- (2) 道路特定財源における一般財源化の制度設計にあたっては、町村による道路整備等の自由度を最大限拡大するとともに地方の意見を十分配慮されたい。
- (3) 地方への道路財源の配分を高めるため地方道路整備臨時交付金制度の継続及び枠の拡充を図られたい。

2. 近畿自動車道紀勢線等の早期整備

近畿自動車道紀勢線は、地域の活性化や安全・安心なまちづくりを進めるためにも重要な道路であるので、次の事項の早期実現を図られたい。

- (1) 有料道路制度と新直轄制度を有効に活用した事業推進
- (2) 海南市～有田川町間 4 車線化工事の早期完成
- (3) 有田川町～御坊市間 4 車線化の整備計画の早期策定と速やかな事業化

(4) 川辺 I C のフルインターチェンジ化

高速道路紀南延伸化の進行に伴い交通渋滞が予想され、また、フルインターチェンジ化するための用地買収も完了しているため早期実現を図りたい。

(5) 田辺市～すさみ町間の事業推進

(6) 上富田町岩崎地内のパーキングエリア及び観光施設の建設

(7) 周参見地区内の「すさみ西インターチェンジ（仮称）の設置」

(8) すさみ町～那智勝浦町間の調査事業の促進並びに緊急性の高い区間からの早期着工

(9) 那智勝浦道路（那智勝浦インター～太地インター（仮称）区間）の事業推進

3. 京奈和自動車道の整備

京奈和自動車道は、京都・奈良・和歌山を結ぶ関西地域の外郭環状を形成するとともに、太平洋新国土軸の一部となる重要な道路であるため早期整備を図りたい。

(1) 紀北東道路の事業推進

(2) 紀北西道路の事業推進

4. 東海南海連絡道の早期実現

紀伊半島地域の発展に大きな役割を果たす東海南海連絡道の早期実現を図るため、地域高規格道路としての計画路線に指定するとともに早期に事業着手されたい。

5. 五條新宮道路の建設促進

地域高規格道路の五條新宮道路は、紀伊半島の地域振興を図

るうえで、重要な縦貫道路となるため、その建設を促進されたい。

6. 国道の早期整備促進等

(1) 第二阪和国道の事業促進

- ① 和歌山北バイパスの早期完成
- ② 和歌山岬道路の事業推進

(2) 国道24号

- ① 紀の川市黒土から東部への延伸計画の早期策定

(3) 国道42号

- ① 冷水拡幅及び有田海南道路の事業推進
- ② 上富田町岩崎地区から田辺市元町へのバイパス道路の建設
- ③ J R朝来駅周辺のバイパス道路の建設
- ④ 周参見大橋の拡幅及び大橋～下山交差点間の歩道設置
- ⑤ 田辺市～新宮市間の線形不良区間の早期解消
- ⑥ 串本町古田～古座駅裏～姫川経由～串本町大水崎間の越波対策としてのバイパス化
- ⑦ 那智勝浦町湯川地区及び宇久井地区の歩道の早期整備

(4) 国道169号

- ① 国土交通省直轄代行事業「奥瀬道路（Ⅱ期）」の事業推進
- ② 新宮市熊野川町、北山村の未改良区間の早期改良

(5) 国道311号

- ① 上富田町下鮎川地内局部改良の早期実現

(6) 国道370号

- ① 紀美野町地内について
 - 1. 動木、下佐々、吉野地内の幅員狭小な区間の拡幅整備
 - 2. 新宮橋～大角平成大橋間（1.7 km）バイパスルート

の早期完成

3. 大角平成大橋～赤木地区（2.5 km）までの事業採択

4. 小西～毛原上間の早期完成

- ② 九度山町地内における道路拡幅（特に歩道の設置及び九度山駅下から下古沢までの事業採択）

(7) 国道371号

① 橋本バイパス（橋本市～河内長野市間）の早期完成

② 橋本市（紀ノ川左岸）～高野町～かつらぎ町花園間の改良促進

③ 古座川町～串本町大水崎間のバイパス計画

④ 古座川町^{へいざ}平田～三尾川橋間及び大川～佐田間の早期整備

(8) 国道424号

① 南部川谷拡幅（西本庄～嶋之瀬）及び初湯川～熊野川間の早期完成

② みなべ町清川地区改良計画と新規採択

③ 修理川バイパスの早期完成及び有田川町吉田～彦ヶ瀬間の整備促進

④ 幅員狭小箇所における歩道の設置

(9) 国道425号

① 王子川谷拡幅（印南原～塩屋）の早期完成

② 切目川バイパス（上洞～田ノ垣内）の事業促進

③ 川又地内未改良区間の新規採択

④ 福井バイパス（北野～上ハ平）の早期完成

(10) 国道480号

① 鍋谷峠道路（府県間トンネル）の国直轄代行による事業推進

② 高野町花坂～大門間の改良推進

③ 有田川町井谷・花園間の狭隘屈曲箇所の解消及び安諦バ

イパスの早期事業化

- ④ 有田川町岩野河バイパスの早期完成及び金屋～長谷川間の早期事業化

7. 県道の早期整備促進等

- (1) 県道については、順次整備・改良が進んでいるが、本県は地形が急峻で幅員が狭いうえに勾配が急な箇所が多く通行に支障をきたしている道路が多くある。

このような道路を整備することによって、地域産業の発展と住民生活の向上や地域の活性化が大いに期待できるので、県道の整備・改良を推進するとともに必要な財政措置を講じられたい。

- (2) キララ・ときめきロードの整備促進

この海岸線道路は、有田市から御坊市に至る全延長60kmで産業振興、生活道路及び観光ルートとして地域づくりに重要な路線であり、また国道42号のバイパスとしても重要であるので、早期整備を図られたい。

3 地震・津波等の自然災害 対策の強化

東南海・南海地震に対し、各地域において充実した防災対策の強化を図るため、次の事項を実現されたい。

1. 大規模地震に備え、避難地、避難路、消防用施設等、地震防災上緊急にすべき施設等について、重点的整備が図れるよう支援施策を充実されたい。
2. 緊急輸送道路の整備及び津波対策を目的とした河川・海岸・港湾事業の充実を図られたい。
3. 地震・津波に関する調査・観測体制の一層の強化を図られたい。
4. 災害発生時に必要な応急対策の強化を図られたい。

4 総合的な少子化対策の推進

我が国では、急速な少子化が進行し、特に、本県の山村・過疎地域においては、少子化・高齢化の進行が著しく、定住人口の減少等山村の維持・存立自体が懸念されている。

このような状況において、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される社会の形成に資するため、子育て家庭に対する経済的支援の充実をはじめ地域における子育て支援の強化を推進されたい。

また、公立保育所・幼稚園の統合及び幼保一元化を行う際には、新築・増改築する施設の費用に対する財政措置を拡充されたい。

5 生活環境の整備促進 及び環境保全対策

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活環境の整備対策を強力に実施する必要があるので、次の事項について配慮されたい。

1. 下水道事業の整備促進

著しく整備が遅れている町村の下水道整備を重点的に推進するため、地方債・地方交付税による財政措置を充実強化されたい。

2. 浄化槽設置整備事業に対する県補助金の継続について

合併処理浄化槽は、集落が散在している町村においては最も有効な設備であり、また、公共用水域の水質改善の推進を図るためにも改修時だけでなく新築時についても従来どおり助成制度の継続を行われたい。

3. 不法投棄の防止等

(1) 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の見直し及び運用にあたっては、中央環境審議会の意見具申等を踏まえ、次の対策を講じられたい。

- ① 資源の有効活用及び有害物質への適切な対応をはかる観点から、普及が著しい他の家電製品についても随時対象品目に追加されたい。
- ② リサイクルにかかる費用を販売価格に含めることを早急に検討されたい。
- ③ 町村が不法投棄物を回収した場合は、町村負担とならないようその回収費用を製造業者等の負担とされたい。
また、町村が行う不法投棄対策に製造業者等が資金面も含め協力する体制を構築するとともに、その際には、町村が十分に活用できる仕組みとされたい。

4. 生活環境を保全するため、廃棄物の発生の抑制、リサイクルなどを進め、中間処理施設の整備や最終処分場の確保を促進し、循環型社会システムの構築を図られたい。

6 社会福祉対策の充実

高齢者や障がい者等が安心して生活するためには、福祉サービスの充実が重要であるため、次の事項について配慮されたい。

1. 介護保険制度の円滑な実施

高齢化社会が急速に進展するなか、町村は介護保険制度の健全な運営に鋭意取り組んでいるところである。

については、本制度をより充実したものとするため、次の事項について適切な措置を講じられたい。

(1) 要介護認定

- ① 介護認定事務等を広域で処理している一部事務組合等に対し、財政的・人的支援措置を講じられたい。

(2) 介護保険事業運営の適正化

- ① 介護保険財政の健全な運営のため、町村の財政負担及び事務負担については、十分な財政措置を講じられたい。
- ② 介護労働者の人材不足解消を図るため、介護労働者に対する介護報酬、労働条件等を改善されたい。
- ③ 介護保険給付費の国の負担25%のうち5%が調整財源とされているが、調整財源については25%の別枠とされたい。
- ④ 国の施策として実施されている療養病床の再編に当たっては、地域医療の実態を踏まえたうえ、財政面も含めた必要な支援措置を講じられたい。
- ⑤ 介護保険制度の見直しに当たっては、町村の意見を十分踏まえたうえ実施されたい。また、これに伴って生ずる電算システムの導入、改修等の経費及び周知期間についても、配慮されたい。

2. 認知症高齢者対策の充実

- (1) デイサービスセンター及びショートステイなどの整備促進

を図られたい。

- (2) 「認知症高齢者の見守り」「高齢者虐待防止ネットワーク」等地域のネットワーク構築にあたり、警察及び関係機関等の積極的な協力体制を構築されたい。

3. 障がい者対策の推進

- (1) 障害者自立支援法施行に伴う地域生活支援事業について、事業の円滑な運用を図るため、財政支援をはじめ適切な措置を講じられたい。

- (2) 障がい者の働く場と居住の場の確保について

障害者自立支援法に伴い、障がい者の働く場や居住の場の確保はますます重要となっている。特に、町村の障害者福祉計画に基づく障がい者の退院促進事業が円滑に進められるためには、障がい者の働く場の確保とともに、グループホーム・ケアホームの建設等の基盤整備が必要であり、国の責任において十分な財政措置を講じられたい。

4. 福祉医療に係る県費助成

- (1) 老人医療及び重度心身障害児（者）医療費分については、国民健康保険国庫負担金カット分に対する県費補助制度があるが、乳幼児及びひとり親家庭等の医療費についても同様の補助制度を確立するとともに全ての補助割合を二分の一とされたい。

- (2) 乳幼児医療費の対象年齢を就学前から小学3年生までに引き上げるとともに所得制限の撤廃を含めた更なる助成の拡大を図られたい。

5. 後期高齢者医療制度の適切な運営

後期高齢者医療制度の運用改善に当たっては、制度設計を行った国の責任において実施し、町村等に負担を転嫁することの

ないよう、また、被保険者の負担を軽減し、安心して適切な医療サービスが受けられるよう配慮されたい。

6. 特定健康診査・特定保健指導への財政支援

- (1) 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施を図るため、医師、保健師・管理栄養士の十分な確保と必要な財政支援を講じられたい。
- (2) 特定健康診査・特定保健指導の実施率に係る後期高齢者医療支援金の減算・加算措置を廃止されたい。
- (3) 町村が現場の実態に即し、独自に実施している特定健康診査費用の減額措置と特定保健指導費用の無料化に対し費用負担の見直しを図られたい。

7. 医師確保対策の推進

医師の地域偏在及び特定診療科偏在などにより、地方の医師不足が深刻化しており、特に条件不利地域の医師確保がきわめて困難な状況にあるため、自治体病院をはじめとする地域医療機関における医師確保に関する抜本的な措置を講じられたい。

また、小児科・産科等の医師確保については、国が進める緊急医師確保対策の充実・強化を図り、実効性のある制度とされたい。

7 農林水産対策の充実

1. 原油価格高騰による農林水産業への緊急対策

原油価格の高騰は、各種石油製品や原材料価格の急激な上昇を招き、住民生活に多大な影響を及ぼしているのみならず、上昇分を価格に直接反映することが難しい農林水産業にとっては、大きな死活問題となっている。

農林水産物の安定的な供給を確保し、生産量不足による価格のさらなる上昇を抑えるためにも、早急に次の事項について、対策を講じられたい。

- (1) 施設園芸における省エネ型栽培普及に向けての積極的な支援
- (2) 漁業経営及び省エネ機器等の導入に対する支援の強化
- (3) 畜産、酪農農家への経営支援

2. 国内産農林水産物の消費拡大対策の推進

今、本県の主要作物である果樹、野菜、花きをはじめ、国産材、魚介類の農林水産物は、グローバル化による生産者価格が低迷するなか、長引く原油価格高騰の影響を受け、農林水産経営と地域経済にとって大きな打撃となっている。

また、近年の消費者の食に対する安全・安心への関心が高まるなか、高品質食料品を生産し、省力・低コスト化等により、産地強化に努めているところであるが、本県農林水産業のさらなる活性化と地域経済の維持発展を図るため、国内農林水産物の消費拡大対策を、今後も引き続き強力に推進されたい。

3. 森林整備の推進について

近年、地球温暖化防止を図る二酸化炭素吸収源対策として、森林整備の重要性が高まっており、本県においても、造林補助

事業の活用などにより、森林整備を推進している。

しかしながら、林業収益の低迷から、間伐等手入れの遅れている森林が増えており、所有者負担の軽減が必要である。

については、このような森林の整備が進むよう、定額助成方式の事業継続と予算枠の拡大を図るとともに、間伐材の積極的な搬出利用が図られるよう、作業道整備や機械体制整備を推進されたい。

4. 鳥獣被害防止対策の着実な推進

野生鳥獣による被害が山村地域の農林漁業や住民生活、自然生態系に深刻な影響を及ぼしているため、新たに制定された「鳥獣被害防止特措法」に基づき町村が対策に主体的に取り組むことができるよう引き続き必要な財政措置を講じるとともに、鳥獣対策の技術開発・普及、専門家の育成等を推進されたい。

また、広葉樹林の植栽や里山の整備など野生鳥獣の生息環境や人との棲み分けに配慮した森林づくりを推進されたい。

8 情報基盤整備の促進

県内各町村においては、多様化する行政サービスの提供と効率化のため情報化施策に積極的に取り組んでいる。

また、地域住民においても、情報化への意識も高まるなか、情報化社会に対応した地域における情報格差の是正等、情報基盤整備が緊急課題となっているので、次の事項について配慮されたい。

1. 電子自治体等の推進のため、地域公共ネットワークの計画的な整備に向けて、国の財政措置の拡充と技術的なサポートの充実及び整備コストの削減を図られたい。
2. 安価なインターネットへの常時接続、高速通信網の整備促進のため、民間業者に対しサービスエリアの拡充を働きかけられたい。
また、民間業者によるサービス等の展開が期待できない地域での町村の取り組みに対する支援の拡充を図られたい。
3. 過疎地域等の条件不利地域における携帯電話不感地区の早期解消とラジオの難聴対策について、早期整備を図られたい。
4. 平成23年の地上デジタル放送化に対応するため、受信施設の整備等に対する支援制度の強化を行い、デジタル化困難地域の解消を図られたい。

9 空港関連の整備

1. 関西国際空港について

(1) 乗り入れ便数の大幅確保

国内線については、さらに路線・便数を拡充するとともに乗り継ぎ便等、より利便性の高いダイヤ設定を図られたい。

また、国際線については、海外の多数の都市とを結ぶ路線の形成と便数を拡充されたい。

(2) 空港への交通体系の整備

① 和歌山方面から関西国際空港への直通列車を運行されるよう関係機関に要請されたい。

② 特急くろしお号等の全ての特急列車の日根野駅停車を実施するよう図られたい。

2. 南紀白浜空港について

南紀白浜空港は、和歌山県の空の玄関口としてその役割を果たしているところであるが、今後更なる利用促進を図るため、次の事項を実現されたい。

(1) 利用実績を上げるため、関係機関と連携し実効性のある新たな方策

(2) 空港ネットワークの拡大及び運行便数の増便

(3) 観光客のグローバル化を図るための国際チャーター便の増便

(4) C I Q体制（税関・出入国管理・検疫）の充実

10 大型共同作業所等の経営改善

特別措置に関する法律により、産業・就労対策として大型共同作業所や農林水産施設が整備されてきたが、経営内容は非常に厳しい現状にある。

これらの施設の経営強化を進めていくためにも、より効果的な施設運営ができるよう、次の事項について、町村の実態を考慮しつつ早急に明確にするとともに十分な指導を行われたい。

1. 施設の利用目的を変更する場合の補助金の返還免除
2. 施設の町村から組合等への払い下げ及び補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律の緩和

11 森林環境税(仮称)の創設

森林・山村地域の多い町村は、自然と共存しながら食料や水の供給、国土の保全、地球温暖化の防止といった森林の持つ公益的な機能の維持に努めており、国民経済、国民生活に大きく寄与しているところである。

しかしながら、過疎化と高齢化が一層進んでいる現状では、このまま山村集落を維持し、森林等の保育・管理を行っていくことは極めて困難な状況にある。

よって、山村地域の町村が森林等を保全するための財源確保策として、水（飲料水、工業用水及び水力発電）や二酸化炭素排出源（化石燃料）等を課税客体とした森林の持つ公益的機能に対する国税「森林環境税（仮称）」を創設し、森林面積等に応じて各自治体に配分されたい。

12 過疎対策の強化

1. 現行過疎法の失効に伴う新たな過疎対策法の制定

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成22年3月末をもって失効するが、全国的な人口減少と高齢化は、特に過疎地域において顕著であり、路線バスなどの交通機関の廃止、医師不在、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は依然として深刻な状況に直面している。

一方、過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して食糧の供給、水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的な機能を果たしているところである。

過疎地域に住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を推進するため、新たな法律を制定されたい。

2. 過疎地域における集落対策の推進

水の源となる「山」を守る奥地の集落では、総じて、過疎・少子高齢化が著しく進行し、産業の衰退、住民相互の支えあい、公共交通機関の便数減少や廃止、鳥獣による農林産物への多大な被害、伝統文化の消滅など、集落機能が極めて低下し、存続が危ぶまれる集落も出てきている。

このため、過疎高齢化集落に焦点をあてた法整備と支援策を講ぜられたい。

13 住環境整備事業の推進

住宅新築資金等貸付事業について、次の措置を講じられたい。

1. 償還推進助成事業については、その内容を充実するとともに、かかる財源は、国の負担とし、償還完了まで実施されたい。
2. 実質的に返済が不可能な「本人死亡」・「行方不明」にかかる滞納債権については、全額国で措置されたい。
併せて、近年の不況を考慮して、措置対象範囲の拡大と要件の緩和を図られたい。

海 草 郡
要 望 事 項

1 道路整備について

1. 県道奥佐々阪井線（野鉄代替道路）の早期完成について

県道奥佐々阪井線（野鉄代替道路）は、国道370号のバイパス的役割を果たす道路として、また、世界遺産である高野山へのアクセス道路として大きな期待が寄せられています。

県当局のご尽力により、平成9年度より海南市野上中（新橋）から紀美野町下佐々（唐戸瀬橋）までの4.8kmについて、半島振興法適用事業で野鉄代替道路として工事に着手いただきました。そして平成18年末には海南市新橋から紀美野町小畑間の1.2kmと紀美野町下佐々唐戸瀬橋から下佐々くすの木公園間0.9kmが供用開始されました。

しかしながら全体では2.1km（43.8%）の完成といった状況であり、その効果がまだ見えていないのが実情であります。

朝夕の渋滞が特に激しく通勤・通学に支障をきたしている小畑から下佐々間の3.6kmの完成がなくては紀美野町の発展が期待出来ないものであります。一日も早く開通をしていただくことが紀美野町民の悲願であります。県当局の格段のご高配をお願いします。

2. 県道岩出野上線の延伸について

県道岩出野上線は本町と紀の川市を結ぶ唯一の幹線地方道として重要路線であります。現在工事を進めていただいている（県道奥佐々阪井線）野鉄代替道路とは接続されていないため、（県道奥佐々阪井線）野鉄代替道路が全面開通しても県道岩出野上線を通る大型車両などは従来通りの幅員が狭小である国道370号を通らなければならず、沿線住民の安全の確保がなされません。これらを解消するためには県道岩出野上線と国道370号線の交差点から（県道奥佐々阪井線）野鉄代替道路までの160m間の接続が重要不可欠の事業であります。早期に開通をしていただきますよう県当局の格段のご高配をお願いします。

3. 県道野上清水線の改修工事について

当路線は、有田川町（旧清水町）・かつらぎ町（旧花園村）へ通じる重要な生活道路であるとともに、県立自然公園「生石高原」への観光道路でもあります。

本路線は、道路幅員が狭小でカーブも多く乗用車の対向が出来ない区間が大半であります。

現在、中田地区より順次拡幅工事が進められておりますが、複数箇所同時改修に着手していただき、早期に全線改良されたくお願いします。

4. 県道高野口野上線未改良区間の整備について

当路線は、高野山へ通じる国道370号のバイパス的役割を果たす重要な路線であります。松瀬地区内の改良工事につきましては本年度末には完成されると聞いております。県当局の深いご理解とご尽力の賜物と地域住民ともども深く感謝申し上げます。引き続き井堰地区内の狭隘な区間の道路改良をお願いします。

また、円明寺から四郷の区間2kmについては、平成11年より緊急地方道路整備事業・地方特定道路整備事業として工事を進めていただいておりますが、真国地区住民の唯一の生活道路であり、近隣市町村への重要な路線であり、平成19年度において用地買収が全て完了いたしておりますので、残工事についての事業費の増額による早期完成を切に要望いたします。

5. 県道美里龍神線未改良区間の改修工事について

当路線は、有田川町（旧清水町）・日高川町（旧美山村）・田辺市龍神村へ通じる重要な幹線道路であります。

しかし、紀美野町箕六・上ヶ井地区については、道路幅員が狭小なうえ、急勾配・急カーブ等未改良区間が多く地域住民の日常生活に大変な支障をきたしている現状です。

改修工事を早期に着手していただきますと共に、局部改良工事等も含め、一日も早く交通の安全が図れるようお願いいたします。

6. 県道花園美里線未改良区間の整備について

当路線は、紀美野町とかつらぎ町（旧花園村）とを結ぶ重要な路線であります。

平成17年3月、花園美里トンネルが完成し、また、国道370号線からトンネルの区間2kmについては、地方道路整備臨時交付金事業として工事を進めていただいておりますが、広域行政における町間道路としての重要路線でありますので、早期完成に格段のご高配を賜りますよう要望いたします。

伊 都 郡
要 望 事 項

1 伊都地方心身障害者更生施設 (入所)の運営について

本施設については、県のご指導と配慮により平成13年7月に完成いたしました。今後、円滑な運営が図れますよう引続き特段のご指導をお願いします。

2 道路関係について

1. 主要地方道塚かつらぎ線府県境部トンネル建設促進について

本路線の府県境部は、特に険しい山間部を通っており、幅員も狭く、道路の勾配も急なため、地形上整備がむずかしい状況下にあります。年々通行量が増えてきておりますので、府県境部にトンネルを建設、距離・時間を短縮すれば、地域産業の発展と住民生活の向上、交通の安全、利便性に多大の波及効果があり、地域の活性化が大きく期待できますので、ぜひ府県境部のトンネル建設の促進をお願いします。

2. 高野山表参詣道路建設促進について

霊峰高野山開山以来、高野山参詣は大師の御母堂をお祀りする慈尊院にまずお参りし、町石道を経由して高野山に至りました。

また、物資の運搬もこのルートで行われる等、慈尊院は名実ともに高野山の表玄関でありました。

歴史的にも、また県の長期総合計画のなかにも高野山宗教文化都市の整備が位置づけられており、この整備と相まって、高野山参詣は、慈尊院を経路とすることが極めて意義深いものと考えます。

また、世界遺産登録を契機として、一部完成した広域農道アクセス道路を利用、慈尊院経由で高野山に至る「高野山表参詣道路」建設は、伊都地方発展には不可欠と信じます。

地震や台風など災害時の国道370号の代替ルートとしての利用も含め、当該地方の発展に大きく期待されますので、早期建設について強くお願いします。

3. 県道花園美里線改良促進について

県道115号（花園美里線）における花園美里トンネル（2,018m）が平成17年3月25日に供用開始され、地域住民の生活環境の向上と農林産業の振興のほか、山間部における交通の利便性の向上、緊急時の医療対応等といった、へき地性の解消につながっております。

しかしながら、県道花園美里線は、国道480号～トンネル入口までの間（花園側約3,000m）とトンネル出口～国道370号までの間（美里側約2,200m）において、急カーブ、幅員狭小箇所が多く、近年の乗用車やバスの大型化に対応しうる道路改良・改修を強くお願いします。

4. 京奈和自動車道（紀北東道路線）の側道設置について

京奈和自動車道（紀北東道路線）は、国道24号のバイパス的役割を果たす道路であります。

本自動車道の計画法線は、国道24号と右岸の町道かつらぎ北部連絡線中間部となっており、京奈和自動車道への出入りは、当然この2路線を利用しなければならず、必然的に交通混雑が予測されますので、ぜひ側道の設置をお願いします。

5. かつらぎICアクセス道路（大谷連絡線）の延長と紀の川架橋について

かつらぎ町は、紀の川をはさんで、南部地区が北部に比べ大変発展が遅れており、これは2車線の紀の川架橋が国道480号の大門口大橋のみで、これが発展阻害の原因となっています。

京奈和自動車道（紀北東道路線）かつらぎICアクセス道路（大谷連絡線）の延長と紀の川2車線架橋をお願いします。

6. かつらぎ町、高野町を結ぶ町道の県道昇格について

本路線は、かつらぎ町天野地内において、主要地方道高野口野上線、県道志賀三谷線と接続し、これらの路線の充実とあわせ、効率的な活用の促進を図るうえでも、重要な路線であります。

また、この地域は、歴史・文化・観光レクリエーション等に恵まれた地域であります。山間部のため、近代文化から取り残される懸念がありますので、この道路の県道昇格によって、地域の発展はもちろんのことであり、霊峰高野山と結ぶ幹線道路網としての位置づけについて、格別のご高配を賜りたくお願いいたします。

7. かつらぎ町折登から蔵王峠を結ぶ道路の県道昇格について

本路線は、大阪圏域への通勤、移動に広く利用され、また、当地域は、県の自然公園指定がされており、近年の余暇利用により、豊かな自然を求め他府県からの通行車両が、年々増加の一途をたどっている現状であり、広域的道路としての位置づけにより、産業・観光・文化の発展と地域活性化が多いに期待されますので、県道に昇格いただきたくお願いいたします。

8. 主要地方道県道高野天川線の事業費増額と整備促進について

本路線は、広域観光・森林資源の開発、地場産業の育成等に欠くことのできない地域発展の基幹道路であります。山間部が多いため多額の事業費を要し、困難な条件を抱えています。

つきましては、地元町村が用地買収等について、積極的に協力する所存でございますので、道路整備に対する事業費の大幅な増額及び道路整備のための特定財源の強化を図るとともに、この路線について、一層のご配慮を賜りますようお願いいたします。

9. 広域農道アクセス道路の建設について

右岸の広域農道から高野参詣大橋経由で主要県道和歌山橋本

線（慈尊院地内）までは完成しましたが、さらに南進し左岸広域農道（九度山地内）に至る道路整備をお願いします。

10. 那賀かつらぎ線の整備促進並びに京奈和自動車道紀北東道路（仮称）SAへの出入口の設置について

本線は、国道24号と国道480号とを連絡する道路ですが、現況は狭隘で車両の対向が困難な状況となっております。

国道480号は大阪府側と和歌山県側で着々と整備を行っていますが、紀の川北側での国道24号までのアクセスルートは未整備であり、世界遺産「霊峰高野山・丹生都比売神社」への最短ルートとして、当該区間の整備を早急に進めていただきたく要望いたします。また、当該区間に接して京奈和自動車道紀北東道路（仮称）笠田東SAが計画されていますが、このSAに当自動車道への出入口を設置することにより、双方の利便性が向上され、当地方の更なる発展に繋がるものと期待しております。

当該SAから出入口の設置について、格段のご配慮いただけますよう強く要望いたします。

3 紀の川左岸広域農道の 早期完成について

本農道は、紀の川左岸の広域的な生産と流通の一体的な整備を図るうえで、河南地域になくはならない極めて重要な道路であり、近年農業を取り巻く環境は、非常に厳しいものであるだけに一層この道路に寄せる地元農業者の期待は大きいものがあります。

一日も早い完成のため、予算措置について特段のご配慮をお願いします。

4 JR和歌山線と南海高野線の相互乗り入れ並びに利便性の向上等について

1. JR和歌山線と南海高野線の相互乗り入れについて

現在の日本では、JRと私鉄の相互乗り入れは、第3セクターを除き、ほとんどなされていないのが現状ですが、JR東日本では、沼津市から御殿場線を経由して、小田急線を通り新宿駅に着く列車が運行されています。

かつらぎ町から乗り換えせずに橋本経由で大阪へ通じる直通列車の運行を強く望みます。

実現できると、この地域は大阪の通勤圏となり、人口の流出に歯止めがかかり、若者の定住も進み、産業・観光・文化の発展と地域の活性化が多いに期待されます。

ぜひ、相互乗り入れの実現に向けて、ご尽力いただきますようお願いいたします。

2. JR和歌山線の利便性の向上と施設及び車輛等の改善について

(1) 平成12年3月、和歌山県と和歌山線活性化検討委員会(4市1町)により「JR和歌山線利便性向上施設等整備推進計画」が策定されたところですが、本計画の早期実現に格別のご高配をお願いいたします。

あわせて、駅舎及び車輛の近代化により、利用度の向上と地域の活性化につながるよう、JR及び国に対する働きかけをお願いいたします。

(2) JR和歌山線の通勤時間帯における列車の増便について

通勤時間帯の朝6時から7時までの列車本数は、極めて少なく不便をきたしております。

つきましては、南海高野線との相互乗り入れ実現までの当面の措置として、JR和歌山線の岩出から五條区間における

列車本数を朝夕の通勤時間帯だけでも増便していただきたく、（株）JR西日本はじめ関係各機関への働きかけ等ご配慮をお願いします。

3. 南海高野線のダイヤ改善について

南海高野線は、通勤、通学のみならず観光面においても伊都地方にとって貴重な公共交通手段であります。

通勤・通学時間帯の橋本駅での接続や最終電車の時間延長等、現行ダイヤの改善を南海電気鉄道株式会社へ働きかけをお願いします。

5 紀の川流域下水道事業の促進について

当該事業については、地域生活環境整備のうえから、早期完成が望まれるところであり、事業の促進について、一層のお取り組みをお願いします。

また、伊都処理区における1市2町への維持管理負担金については、和歌山県の下水道普及率が全国最下位という現実に鑑み、下水道使用料の軽減により、各戸の水洗化を促すため、吉野川流域下水道（奈良県）の維持管理負担金を参考に大幅に軽減するようお願いいたします。

6 世界遺産の保全について

世界遺産に登録されたこの素晴らしい環境を守り、後世に伝えていくことは登録地として大きな使命です。

高野町では、一昨年より環境を守るための取り組みとして、「環境巡視員」を設けております。

軽トラックで巡回し、道路に捨てられたゴミを拾ったり、不法投棄や景観を乱す行為がないかを巡視することで、環境を維持しているというもので、道路や町がきれいになったと好評です。

世界遺産の環境を守り伝えるため、この取り組みを高野町だけでなく、世界遺産登録エリア全域に、また世界遺産の入口である周辺エリアにも広めるための支援をお願いします。

7 紀伊丹生川ダム建設計画中止に係る措置について

平成14年5月、国土交通省近畿地方整備局より突然紀伊丹生川ダム計画の中止が発表されました。これまで国・県はダム計画を理由に地元地区の基盤整備を先送りするなど、水没予定地区をはじめ地元自治体・住民はこの20数年間ダム計画に翻弄されてきました。

そこで、地元住民の生活再建等、永年におたる心痛に対する措置及び関係地域の基盤整備を早急に図るようお願いします。

また、建設用道路の用途も含め、整備を進めた道路について起債償還が九度山町財政を大きく圧迫しており、広義な視点にたった支援をお願いします。

8 一般廃棄物焼却施設撤去に対する助成措置について

現在当管内では、一般廃棄物処理施設を広域組合で建設すべく推進中であり、当該施設が完成稼働しますと各町村の現有施設が遊休化し解体撤去の必要に迫られますが、これには多額の経費を必要とし、町村財政状況極めて厳しいなか大きな負担となりますので、国・県の助成措置を講じていただきますようお願いします。

有 田 郡
要 望 事 項

1 道路の整備促進について

1. 県道吉備金屋線バイパス事業の促進について

本路線は、近畿自動車道紀勢線海南～吉備間を結ぶ重要な基幹道路として、金屋バイパス区間が平成12年度に完成し、吉備バイパス区間についても全延長80%余りが完成するなか、部分的に供用開始をしている。

今後さらに全線開通に向け、特段のご配慮とともに吉備バイパス区間のうち特に都市計画道路決定区間（水尻～天満地内 L=1,010m）の早期建設促進を図られたい。

2. 県道吉備金屋線（徳田～明王寺）の交通安全対策について

本路線は、有田川町の中央部を東西に通る幹線道路で、交通量の多い朝夕は、特に歩行者・自転車通学者が脅かされています。

については、歩道の未整備区間を早急に整備されたい。

3. 海南金屋線バイパス事業の促進について

本路線は、国道42号のバイパス的機能を果たし、交通量が増加するなか、幅員狭小、急カーブ、急勾配の箇所が多く、頂上付近では路面凍結と濃霧により、通行不能になることが多く危険な状況であるので、道路改良とあわせて有田川町上六川地内から海南市へ隧道による整備を強力に推進されたい。

なお、すでに市場バイパスとして事業実施されているが、早急に完成されたい。

4. 野上清水線改良促進について

本路線は、山村資源の開発とへき地過疎対策はもとより、国道480号線不通時における唯一の巡回路となる生活道路でありますので、引き続き早期の改良促進を図られたい。

5. 県道美里龍神線未改良区間の整備について

本路線は、有田川町・日高川町へ通じる重要な幹線道路であ

ります。

しかし、有田川町遠井地区については、道路幅員が狭小なうえ、急勾配・急カーブ等未改良区間が多く、地域住民の日常生活に大変支障をきたしている現状であるため、現道にこだわらずトンネル構想での最短コースの改修を図られたい。

また、早期に全区間の調査設計を行い、全線早期改修に着手されたい。

6. 県道広川川辺線、県道井関御坊線の改良促進について

平成16年10月に広川南ICが供用開始されたが、本路線は、当IC周辺で特に屈曲箇所が多く、幅員も狭小で危険なため、早急に改良を図られたい。

また、県道広川川辺線（日高川町～広川町下津木間）において、交通量が増加しており、引き続き早期改良を図られたい。

なお、一部バイパス道路220mのうち残事業の橋梁工事を一日も早く完成していただきたい。

7. 県道有田湯浅線の整備促進について

湯浅町田～栖原間は、幅員が狭小で特にトンネル内では、対向できない状態であるので早急に整備されたい。

また、平成18年12月に町内の一部が重要伝統的建造物群保存地区に県内で初めて選定され、今後多くの観光客が見込まれます。町並みを保存していくため、その町並みの景観に調和した道路整備(石畳・無電柱化等)が必要であり、地区内県道においてもその整備を図られたい。

8. 県道吉原湯浅線整備促進について

本路線は、1市3町からなる有田聖苑並びに、有田振興局、熊井、道京団地が位置し、国道42号と国道424号とを結ぶバイパス道路として幅広く利用していますが、吉見地区と奥地区までの間はいまだ未改修区間となっており、交通上支障をきたしている現状であります。

この未改修区間の改修について、早急に整備完了されたい。

2 森林基幹道白馬線の建設促進について

本林道は、有田・日高両郡にとって、林業振興はもとより当該地域活性化を図るうえで極めて重要であるので、さらに事業費の増額とあわせ、早急な整備促進を図られたい。

3 河川改良事業等の促進について

1. 有田川河川改良並びに環境整備の促進について

有田川の本川、支川の改良については、今後とも支川も含め堤防の強化、河道整備、ふるさと振興水辺環境整備などによる親水性を高めた環境整備等総合的な事業を強力に推進されたい。

2. 山田川水系の整備促進について

本川については、河川改良事業等で概成されているが、支川である南谷の最上流の源流箇所について、防災上また自然保護の観点から重要な地区であるため、有田川水系等河川環境管理基本計画に基づき、早期整備促進を図られたい。

また、熊井川、逆川、北谷川についても、未改良箇所の整備促進を図られたい。

3. 鳥尾川の改良整備促進について

本河川の沿線は住宅化が進み、特に近年流域の開発が著しいため、未改良地域について極めて危険な状況にあります。

脆弱な護岸の改修及び堆積土の浚渫等早急に整備されたい。

4. 江上川は、南広地区より広港湾へ流入する河川であります。

豪雨や台風時の高潮により、河川が氾濫し、沿線の宅地、農地が浸水、道路が冠水する被害を幾度となく受けております。

流域住民の通行や安全のため、河川拡幅等、早期整備を図りたい。

5. 広川河川の改修事業促進について

未改修地域の早期完成と河川の維持（浚渫・除草）、修繕（漏水・嵩上げ）を行い流下能力不足解消のために早期に実施されたい。

6. 西広川水門の遠隔操作について

湯浅広港湾に設置されている水門については、遠隔操作を行えるよう21年度中に完成するように聞いておりますが、同様に唐尾漁港内に設置されている西広川水門についても、遠隔操作が出来るよう対策を講じられたい。

4 湯浅広港港湾整備事業の促進について

当港湾整備事業については、特に津波対策として、防波堤整備事業の速やかな完成を図られたい。これと併せて、台風時等の漁船の避難港として整備を図られたい。

また、公共施設、企業誘致、漁業振興、アメニティなど湯浅広港港湾の調和ある発展を図るため、総合的な開発促進を図られたい。

5 農林業の振興について

農林業の現況は、少子・高齢化の進展と、長引く経済不況により担い手不足が生じ、管理放棄地が増大している。

農地及び林場は、きれいな酸素や水の供給、洪水の防止、地球環境の浄化・保全、美しい景観など、人類にとって限りない大きい役割を担っている。

これらを国民全てが再認識すると共に、その機能を適正に管理するうえからも、育林施業に対する森林所有者の負担軽減や、中山間地域等直接支払制度の充実、林道整備等の基盤整備を図られたい。

併せて、農業生産活動における省力化を目指す基幹農道の整備を行い輸送体系を確立し、果樹・水稻産地の経営合理化・近代化を図られるとともに、農林業後継者等担い手育成を推進する事業の拡大強化を図られたい。

6 JR駅舎等の対策について

高齢者や身体障害者をはじめ、すべての利用者が安全で安心して旅客鉄道を利用できるよう下記の環境整備について、(株)JR西日本に働きかけられたい。

1. JR湯浅駅のバリアフリー対策について

(1) 現在、JR湯浅駅の常駐勤務員が1名に削減されているが、利用者の利便性、安全性を考慮した場合、2名以上の常駐勤務員の配置が必要である。

もし、配置しがたい場合は、事故等が発生しないよう万全の対策を講じるとともに、安全対策を今以上に推進されたい。

(2) 駅改札から陸橋登り口までの階段(6段)の幅が狭く、急勾配で大変危険であるため、早急に改善されたい。

(3) 電車とホームの段差が30cm以上もあり、昇降が大変困難なため、早急に解消を図られたい。

(4) 駅の玄関、改札からホームの全体に点字ブロック歩道を設置されたい。

2. 広川ビーチ駅の陸橋に屋根を設置されたい。

7 生活環境の整備促進について

住民が日々排出する一般廃棄物は、町村にとって1日として遅滞することのできない重要な事務の一つではありますが、その処理には多額の費用を要しているため、下記の事項について特段の措置を講じられたい。

1. ゴミ処理に係る広域化や処理コスト削減に伴う施設の休止や用途変更について、財政支援を含めた特別の措置を講じられたい。
2. 平成19年2月に海洋投棄処分の禁止が完全施行されたことにより、沈砂等の処分費への財政的支援を講じられたい。

8 重要伝統的建造物群保存地区 町並み保存のための技術的支援 ・財政的援助について

郡内において湯浅は、熊野参詣の往来や港町として古くから賑わい、近世には紀州藩の手厚い保護を受けた醤油醸造業で栄えました。その歴史を礎に発展した湯浅の市街地には、まちが形成されて以来の特徴的な地割と醸造業関連の町家や土蔵を代表とする伝統的な建造物がよく残されており、特徴ある歴史的景観を形成していることから、県下では唯一の『重要伝統的建造物群保存地区』として国から選定されております。

この我が国にとって特に価値が高いと認められた貴重な文化財を継承し、地域の歴史と伝統を活かした魅力あるまちづくりに活用していくため、住民と町行政が一体となった取り組みを進めているところであり、県におかれましても伝統的な町並みの保存について、技術的支援と財政的援助を講じられたい。

9 社会教育の普及について

地域の社会教育普及のため、人的及び財政的な支援をいただいておりますが、来年度も同様に地域教育主事の派遣及び財政的な支援を講じられたい。

10 広域観光パンフレットの作成について

観光がより多様化、広域化する中で利用者の利便を図ると同時に地域観光資源の紹介を図りながら観光を点から線でとらえるべく有田管内の広域パンフレットの作成をされたい。

郡 高 日
項 事 望 要

1 主要幹線道路の整備促進について

1. 御坊美山線等の整備促進について

御坊美山線は、御坊市国道42号を起点に日高川に沿い、国道424号に結ぶ延長31kmを有する主要県道で、管内補助国道3線と結び、地域産業、生活基盤の根幹をなす道路として、主要な役割を果たしているところでございます。

現在継続中の日高川町土生・小熊・早藤・船津工区等の整備促進並びに未改良区間を早急に整備拡充をお願いいたします。

また、田辺龍神線でございますが、山林資源、水資源の活用並びにへき地、過疎対策のうえからも重要な路線であります。

特に、国道424号と371号を結ぶ区間（日高川町寒川地内）についての整備が立ち遅れております。なかでも上板地区上流区間について極めて狭隘で、曲折も多く危険でありますので、早期完成をお願いいたします。

さらに、たかの金屋線と上初湯川皆瀬線の早期整備並びに当線と美里龍神線を結ぶ町道上初湯川小川線の県道昇格についても、特段のご配慮をお願いいたします。

2. 田辺印南線（みなべ町西本庄地内）の橋梁整備の促進

国道424号から分岐し印南町に至る当路線は、平成7年～平成12年にかけて一部を残し完了してはいますが、残る未改良区間のうち西本庄地内では集落密集地と地形の急峻な所を通過しています。近年国道の迂回路として利用する車輛と、熊瀬川地内にあります町営「鶴の湯温泉」への利用客（年間約5万人）の増加により混雑が生じており早期改良が必要であります。現道拡幅は困難な状況でありますのでバイパス道路として西本庄五味から同所神の倉間への橋梁整備（仮称：神の倉橋）として事業採択の推進に特段のご配慮賜りますようお願いいたします。

3. 県道井関御坊線の事業促進について

平成16年度に供用開始した広川南インターと国道42号を

結ぶアクセス道路として、日高町の農業、漁業の製品の輸送路及び観光産業の軸となる道路であり、増大が見込まれる交通量に対応するためにも整備促進をお願いいたします。

4. 県道御坊中津線の改良整備促進について

県道御坊中津線は、国道42号の御坊市北塩屋地内を起点に日高川町姉子地内で県道御坊美山線に接続する、地域の産業生活道路としての幹線道路であり、加えて、阪和自動車道へのアクセス道路として、重要な役割を果たす路線であります。

つきましては、当路線は現在、県単独事業等により改良事業が進んできていますが、未改良で狭隘な箇所が未だ数多く残されており、補助事業等により早期なる改良整備促進をお願いいたします。

5. 県道御坊湯浅線の整備促進について

全長14kmの主要県道であり、衣奈地区においては、国道42号から興国寺門前を經由して、衣奈海岸から郡界三尾川地区へ通じる道路であります。さらなる整備促進をお願いいたします。

6. 県道御坊由良線の整備促進について

(1) 由良町にとって海岸線を結ぶ県道御坊由良線は、地域住民の生活道路として、海産物や農産物市場に送る産業道路として、また、町外からの旅行者が利用する観光道路として、重要な位置を占める道路であります。

しかしながら、江の駒から神谷に至る区間及び白崎海洋公園から小引に至る区間は、未改良で狭小な道路幅員、急勾配、急カーブが各所に存在し、通行車両の安全が十分に確保できていない状況にあります。

特に、江の駒から神谷の区間は、中学校の統合に伴い、通学路としての安全確保が必要であります。

地域の実情をご賢察のうえ、早期整備をお願いいたします。

(2) 美浜町の県道御坊由良線については、狭小な箇所が多くカーブも連続し、見通しが悪い海岸線道路で、土砂崩落危険箇所が多く見られ、集中豪雨時には度々通行止めとなります。

紀伊半島の最西端であり、観光要所である日の岬を抱えながら大型バスの乗り入れも敬遠され、また、近年何度か大規模に崩落し、長期の通行止めで孤立地区となった経緯もあります。

今後発生するといわれる「大規模地震・津波」対策からしても早急な対策をお願いいたします。

(3) 本線の日高町阿尾地区から田杭地区間につきましても、狭隘で車の対抗が困難であり、一昨年の秋雨前線豪雨により、県道の一部が水没し、丸一日、迂回路もなく、孤立状態となり、生活道路や緊急輸送道路等としての機能が十分果たされていません。

また本区間には、特別養護老人ホームやクヌッセン機関長の救命艇保存館・供養塔があり、早期の整備促進をお願いいたします。

7. 県道日高港線の整備促進について

国道42号から浜ノ瀬船だまりへ通ずる約620mの区間についてであります。本線は、日高港湾整備第1期計画の浜ノ瀬地区に通ずる県道であり、美浜町の漁業活動における流通の拠点となる重要なアクセス道路であります。道路幅員が狭いうえ、特に西川大橋については、重量車両の通行が多く老朽化が激しい状況であり、今後の交通量増大に対応するため補助事業採択していただき、早期整備をお願いいたします。

2 切目川水系河川整備について

切目川河口から羽六橋までの6.5km区間の河川整備につきまし

て、従来からご支援をいただいておりますが、さらなる事業の促進について、格段のご配慮をお願いいたします。

3 切目川ダム建設事業について

流域住民の生命・財産を守るダム建設事業について、格別のご支援をいただいているところでありますが、さらなる推進・促進に絶大なるご支援をいただきますようお願いいたします。

4 西川河川整備について

1. 河川改修について

予てより西川河川整備については、鋭意改修を求めているところであるが、河口部の整備が一部整備されているものの、抜本的対策は遅々として進んでいません。

特に、現在の西川堤防は、築造後80年近く経過しており、右岸堤体部は老朽化が進み、近年頻繁に襲来する集中豪雨により決壊も危惧されているところです。

また、河道断面不足による堤防上を越流する状況に至っています。

ひとたび決壊ともなれば、近年進む住宅地域にも流入し、大水害の危険も高いと考えられ、早急に河道断面の確保とともに、堤防の修築を要望します。

2. 河口部への水門設置について

美浜町を流れる2級河川である西川の河口付近一帯は御坊市も含め津波の遡上による甚大な被害が生じると予想される地域であります。

近い将来必ず起こるといわれる「東南海・南海地震」の津波の遡上による被害を防ぐため、抜本的な対策として、日高川と

の合流地点に水門を設置し、津波の遡上を防ぐ対策が急がれるところでもあります。

つきましては、早期事業の実施をめざし、格段のご高配を賜りますようお願いいたします。

5 二級河川南部川水系(古川) の整備促進について

1. 二級河川古川は、みなべ町の南部平野東側を縦断して南部川に合流している河川で、狭小のため豪雨時には流下能力不足で家屋の浸水や田畑の冠水の被害を被っています。平成17年度から総合流域防災事業（計画延長1.1km）で整備をされていますが、全線の事業用地については既に取得済みでありますので早期完成をめざし、特段のご配慮をお願いいたします。

2. 河口部の浚渫について

平成18年度環境白書により、2級河川古川の水質がワースト1という不名誉な結果となりました。

水質保全に関しては、公共下水道事業や、農業集落排水事業で改善をすべく取り組んでいます。河口部は縦断勾配が殆どなくヘドロが堆積して、干潮時にはドロ臭さが辺りに充満する状況であるため、このヘドロの浚渫をして頂きたく特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

6 土生川下流域の早期整備について

土生川は、白馬山脈の南斜面を流れる千津川（2級河川）を起点として、見河川（2級河川）と合流して土生地内を貫流し、小熊地内で矢田川（2級河川）と合流して、最終は御坊市領域内で日高川に合流する総延長5.3kmの2級河川であり、通常砂防事業によ

り、平成14年より、土生地区の上流側から、流出土砂対策を推進していただいているところであります。

しかしながら、現在の計画区域の下流域から約1.4kmの間の日高川本流への合流部までについては、未整備であり川幅も狭小であり、豪雨時には、河川の氾濫や土砂の流出により田畑の冠水等が発生し、甚大な被害を受けております。また、下流区間は、住宅地と近接しているため、河川の氾濫が町民生活に重大な支障をきたすおそれがあることから、下流区間の整備が急務となっております。

つきましては、地域住民の生命と財産を守り、安全、安心の確保のために、未整備区域の早期整備について、特段の御配慮をお願いいたします。

7 二級河川 前田川の改修について

由良町の北部に位置し、河道が狭小で屈曲しているため、豪雨時には、流下能力不足により家屋の浸水や田畑の冠水等、甚大な被害を被っている状況にあります。近年、頻繁に襲来する集中豪雨により堤防決壊も危惧されているところであります。

地域の実情をご賢察の上、早期改修をお願いいたします。

8 河川流失ゴミ対策と県費助成の拡大について

日高川水系による河川の恩恵を改めて認識するとともに、県当局の河川管理への御協力に改めて敬意を表します。

しかしながら、近年の生活様式の変化等による洪水時における河川流失ゴミ対策については、下流市町の大きな行政課題となっております。

については、河川管理者として、水系関係自治体への環境啓発とともに、下流市町への応分の県費助成拡大をお願いいたします。

9 施設園芸産地の体質強化について

当地方では恵まれた立地条件を生かし、花きや野菜の施設栽培が行われ県下の43%を占め、県内一の施設園芸地帯となっています。

しかし近年、作付けが長期化し、ビニール等の資材を夏季でも被覆している施設が多いことや季節はずれに台風が襲来するため被災し全半壊する園芸施設も多くあります。

また、近年の燃料用重油や生産資材の高騰により施設園芸農家の経営が一層厳しいものとなっております。

認定農業者の育成や生産安定などによる産地の体質強化を図るためにも、台風等の気象災害に強く低コストで設置できる低コスト耐候性ハウスの事業採択と助成措置に加え、循環扇等の省エネルギー対策について、格段のご配慮をお願いいたします。

10 暖地園芸センターの機能強化について

暖地園芸センターは昭和62年に「暖地園芸総合指導センター」として設立されて以来、花き等の指導・試験研究機関として、本地方の産地振興に大きな役割を果たしていただいているところです。

今後、当地方の主要産業である野菜・花きの研究拠点としてのさらなる機能強化を図り、中山間に適した技術開発なども含めた地域に密着した試験研究機関として、生産者や消費者ニーズに直結した技術開発や迅速な技術情報の発信等をより一層進めていただくよう格段のご配慮をお願いいたします。

11 農業農村整備事業の推進について

当地方において農業は基幹産業の一つであり、高付加価値農業推進のため、農業基盤整備は不可欠なものとなっています。

当地方は従来から大規模な農業水利施設が整備され、農業の発展に大きく寄与していますが、建設後長期間が経過した施設も存在し、防災面からも今後適切な維持・補修や計画的な施設更新を進める必要があります。

現在、かんがい排水事業、ため池等整備事業等において施設の老朽化に伴う再整備を実施中ではありますが、今後も施設の維持・更新や防災対策をはじめとする農業農村整備事業の推進にご配慮をお願いいたします。

12 水産基盤整備事業等の推進について

当地区では、従来から磯根資源を利用した漁業が活発に営まれており、各漁協ではアワビやイセエビの稚エビ再放流などとともに、漁場についても積極的に維持管理が行われております。

しかしながら、これら水産生物を育む優良な藻場が長引く磯焼け現象のなかで喪失してきております。

藻場は、多くの生物の発生・育成の場となっており、このままでは貝類だけでなく、重要な水産資源が枯渇してしまうことが危惧されるところであります。

つきましては、藻場の回復、造成を目的とした整備事業の積極的な推進をお願いいたします。

13 煙樹海岸整備事業の促進について

美浜町の煙樹海岸は、煙樹海岸県立自然公園内に位置し、県により、海岸環境整備事業を実施していただいているところであります。しかし、度重なる台風の高波により海岸浸食及び予想外の越波が生じており、特に浜ノ瀬地区・本の脇地区の現況の海岸保全機能は必ずしも十分とは言えません。

このような状況下において、高潮時に来襲した場合には、多くの

越波が生じ、背後地の家屋被害等甚大な被害が予想され、地域住民もその影響を非常に危惧しています。今後は地域住民の不安解消を視野に入れた浸食・高潮対策を進める必要があります。

今後も海岸浸食及び越波の憂慮を一掃するべき対策に格段のご配慮をお願いいたします。

14 市町村合併に伴う県の財政支援について

平成17年4月1日に市町村の合併の特例等に関する法律が施行され、県では引き続き市町村の合併を推進するため、平成18年4月に「新和歌山県市町村合併支援プラン」が策定されましたが、さらなる拡充と弾力的な取り扱いについて要望いたします。

15 安心して子供を産み育てること ができる医療体制の確保について

日高地方では少子化が進む中、安心して子供を産み育てることが出来る医療体制の確保は切実な課題であり、小児救急医療体制においては、開業医と病院勤務医の連携による体制がスタートしたところであります。この体制の継続実施並びに産科、周産期、小児医療体制の確保のために、当地方の医療拠点である国保日高総合病院の産科・小児科医の現体制の維持について、格段のご配慮をお願いいたします。

16 災害時医療体制の充実について

近い将来発生が危惧されている東南海・南海地震等の大規模災害に備え、市町を中心に、特に災害時の医療の確保と連携強化を目的

に關係機關合同の実働訓練を実施しているところですが、災害時の医療体制の更なる充実を図るため、災害医療訓練等に対して財政支援等格段のご配慮をお願いいたします。

西 牟 婁 郡
要 望 事 項

1 公共下水道事業に対する 県交付金の引き上げについて

公共下水道事業の整備には、多額の投資的経費を必要とします。

公共下水道事業に対する国庫補助金は、補助対象事業費の50%、残りの財源につきましても、起債及び町費等で補っているのが現状であります。

平成14年度から建設事業費に対する県費補助金が廃止されましたが、このことがさらに膨大な後年度負担を招き、下水道会計を圧迫するとの見地から、元利償還財源に充てる県交付金制度が創設されましたが、依然として各町の下水道会計は非常に厳しい現状であります。

公共下水道事業の一層の推進を図るため、県交付金の補助対象額及び補助率の引き上げを強く要望いたします。

2 流域公益保全林業 整備事業について

材価の低迷等により林業経営意欲の減退から間伐等の適正な施業が行われず、放置森林や管理のできていない森林が増加し、公益機能の低下が懸念されます。このため間伐対策が実施できるよう、予算の確保をお願いいたします。

併せて、造林並びに保育施業全般の推進にかかる予算の確保をお願いいたします。

3 道路網の整備について

1. 県道

下記の県道は、国道あるいは広域基幹林道を通じて日高郡、東牟婁郡とも接続する主要交通路線でありますので、早期改良

と完成を強く要望いたします。

(1) 田辺白浜線

- ① 白浜駅周辺の整備と県道のバイパス化
- ② 上富田町郵便橋から白浜町堅田までの区間
- ③ 白浜町大浦交差点の改良

(2) 白浜温泉線

- ① 白浜漁協～総合体育館間の歩道設置
- ② 湯崎～才野間特定交通安全事業
- ③ エネルギーランド～湯崎間都市計画街路の促進
- ④ 富田橋交差点改良工事

(3) 下川上牟婁線

- ① 市ノ瀬・宮ノ尾～市ノ瀬・小山間の改良
- ② 鮎川・鉛山口～市ノ瀬・小山間の改良

(4) 上富田すさみ線

- ① 生馬・鳥淵工区、篠原工区の改良
- ② 江住バイパスの促進
- ③ 江住～防己間及び佐本栗垣内～大附間の改良
- ④ 宇津木～城間拡幅整備

(5) 岩田保呂線

- ① 岩田・田熊～白浜町保呂地区内の早期改良

(6) 上野岩田線

- ① 岡・中島～田辺市上野間の早期改良

(7) 上富田南部線

- ① 岡・深見地内の国道311号交差点から上流側拡幅改良

(8) 日置川大塔線の2車線化

日置川大塔線は、日置川沿いを走る重要幹線道路であります。

年々局部改良を実施されていますが、国道42号及び国道311号の連絡道路として重要であり、全線2車線化の早期実現をお願いいたします。

(9) 白浜久木線の改修

(10) すさみ古座線改修

- ① 上戸川～小河内間の早期改修
- ② 平松バイパスの事業促進

(11) 城すさみ線の改修促進

(12) 佐本深谷三尾川線の改良促進

(13) 大附見老津停車場線の改良促進

(14) 白浜空港フラワーライン線の事業促進について

高速道路と白浜温泉を結ぶ重要なアクセス道路であり高速道路と同時供用できるように事業促進について、格段のご尽力をお願いします。

4 砂防及び急傾斜地崩壊防止対策について

紀南地方は年間降雨量も多く、また地形も急峻であり、地すべり防止対策及び急傾斜地崩壊防止対策は、災害を未然に防止するうえで、必要不可欠なものであります。

これらの地域保全対策として、大幅な予算の確保をお願いいたします。

1. 特殊急傾斜事業

- (1) 白浜町：堅田（2カ所）、安宅、追ヶ芝、田野井、上露、日の出地区

2. 急傾斜地崩壊対策事業

- (1) 白浜町：椿地区

3. 特定利用斜面保全事業

- (1) 白浜町：栄地区、才野地区、日置地区

4. 砂防事業

- (1) 白浜町：堅田地区

5. 砂防修繕事業

- (1) 白浜町：市江地区、笠甫地区、伊古木地区

5 河川改修事業等の促進について

広域河川改修事業の整備促進と治水利水対策、河川環境整備事業の促進について、格段のご配慮をお願いいたします。

1. 富田川

- (1) 白浜町：大井堰、血深井堰の統合、護岸改修工事
(中地区・栄地区) 等

- (2) 上富田町：富田川（岩崎地区の低水護岸）馬川、岡川、清水谷川、小郷谷川、生馬川の整備

2. 庄川

- (1) 白浜町：護岸改良工事等

3. 安久川

- (1) 白浜町：中小河川改良工事の整備（護岸工・浚渫工等）

4. 日置川

- (1) 白浜町：田野井地区護岸改修、安居地区総合河川整備根固工等

5. 高瀬川

- (1) 白浜町：川口改修、護岸整備事業

6. 朝来帰川

- (1) 白浜町：護岸改良工事等

7. その他

- (1) 白浜町：護岸工、浚渫工等
(瀬田川・市江川・志原川・森田川・伊古木川)
- (2) 上富田町：県管理河川の浚渫工

6 海岸環境整備事業について

当地方の雄大で風光明媚な海岸線を自然環境、観光、産業の面で最大限に活用するため、海岸整備事業に格段のご配慮をお願いいたします。

1. 白浜海岸環境整備事業

白良浜整備事業は、昭和56年に着手され、現在、離岸堤、階段、護岸が整備されています。白浜町のシンボルである白良浜は、本事業の進捗により海水浴客も増加し、シーズンに大変なにぎわいを見せております。

事業費を増額のうえ、当初計画のとおり養浜工の完成に格段のご配慮をお願いいたします。

2. 日置海岸高潮対策事業

日置川海岸は太平洋の外海に面しているため、高波が襲来しやすく、越波により背後地にある公共施設や住宅地が浸水して大きな被害が生じるため、海岸高潮対策事業により日置川海岸のうち志原地区は、景観に配慮して波浪を低減し越波を防止する人工リーフが県施工のもと平成15年度に完成の運びとなり

ましたが、引き続き日置海岸についても事業の推進に格段のご配慮をお願いいたします。

7 漁港整備事業について

漁業従事者の就労環境の改善と観光振興が効果的に達成できるよう、漁港整備事業に格段のご配慮をお願いいたします。

1. 湯崎地区漁村再生交付金事業

平成19年度において、事業を一年間休止しておりましたが、地元関係団体者からなる事業検討会を設置し、景観・環境面に配慮した事業内容となるよう見直しが行なわれ、その結果、平成20年度からの事業再開となったところであります。

引き続き事業が完成出来ますよう、格段のご配慮をお願いいたします。

8 遊休農地対策と後継者の育成対策について

近年農業経営の不景気（農産物価格低迷による）から、農業に対する魅力や生き甲斐を見いだせず、農業離れや高齢化による耕作放棄地等が多発しております。

何とか後継者問題や遊休農地解消対策に力を注いでいただきたくお願いいたします。

9 景気対策、雇用対策への対応について

長引く景気の低迷で、ホテル、保養所などサービス業を中心に、閉鎖や休業、規模の縮小などが続いているところです。

白浜町では、こういった遊休施設の有効利用のため、企業誘致条例を設け活用を図るほか、レンタルオフィスとして整備するなど、努力しているところではありますが、当町のみで解決できない課題も多く、大変苦慮しているところです。

つきましては、その対策について、格段のご高配を賜りますようお願いいたします。

10 山村振興対策について

昭和40年に山村振興法が制定され、第一期～第四期対策として山村における交通、通信、産業、生活環境基盤整備等の面で着実な成果が達成されてきました。しかし山村を取り巻く状況は、若年層の流出と高齢化の進行により、国土の保全、水源涵養、自然環境保全等の山村が担っている重要な役割を果たす上で、大きな課題を抱えております。

このような状況の下、山村等の自然環境に恵まれた地域は、多自然居住地域として位置づけられ、21世紀の新たな生活様式を実現する国土のフロンティアとして期待されております。

今後の山村振興は、国民全体に関わる重要な課題であるという認識のもとに、豊かな自然環境と潤いのある生活空間を有する、個性ある山村社会の構築が必要であり、積極的な振興施策を展開するため、特段のご配慮をお願いいたします。

11 林業の振興対策について

紀南地方では長い間、林業を中核産業の一つとして位置づけ、国・県当局の指導と援助をいただきながら、様々な施策を講じてまいりました。

しかし、国産材の需要は減少し、木材市場価格の下落はとどまらず、杉にいたっては50年生以下の材は、出材しても採算がとれな

いような状態となっております。この影響は生産調整、林業従事者の就労調整となって反映しており、木材の生産現場は、かつてない危機に直面しております。

従前の施策は非常に重要なものでありますが、植栽から伐採までのスパンの長い林業としましては、結果が出るまで時間のかかるのは否めず、差し迫った林業の情勢を改善するには需要を喚起するためのセーフガード（外材の一時輸入制限）並びに国産材使用住宅の税制優遇、公的貸付資金の金利優遇などの施策を講じられますよう切望いたします。

12 公立学校施設整備費補助金の補助単価の引き上げについて

学校施設建築に要する補助金の算定基準として、1㎡当たりの建築単価が定められているが、この補助単価と実施単価に開きがあり、市町村の負担が大きくなっているので、補助単価の引き上げをお願いします。

13 県立定時制高校分校の教育振興について

南紀高校周参見分校は、紀南地方唯一の定時制分校であります。現在、田辺市、上富田町、白浜町、串本町、古座川町、すさみ町の生徒30名が学んでいます。

勤労学徒や全日制高校から編入した生徒、また不登校経験者の生徒が学習しています。近年この傾向は一層高まり、教職員も熱意を持って指導に当たり成果を挙げつつあります。

平成15年9月より周参見中学校（旧）特別教室棟を専用の独立校舎としています。

勤労学徒の学びの場であると共に、全日制高校からの編入者、不登校経験生徒の学習の場として深刻な現在の教育課題やニーズに応

えるために本分校の教育振興と昼間制定時制の実現に向けて格段のご高配をお願いいたします。

14 CATV事業の推進について

すさみ町のほぼ全域がテレビ難視聴区域であることから、現在は共聴施設によりテレビ放送を視聴しています。

しかし、施設の老朽化や、2011年の地上アナログ放送の終了に伴う地上デジタル放送への完全移行への対応に迫られています。住民懇談会等を重ねた結果、町ではCATV事業の導入を決定しました。

つきましては、事業の推進と財政支援（過疎債の特別枠等）について特段のご配慮をお願いいたします。

東 牟 婁 郡
要 望 事 項

1 県道の改良について

当地方生活圏の定住基盤を確立するとともに、県土内陸部の未利用資源を開発するうえからも、道路網の早期整備が緊急の課題であります。

よって、以下の県道の早期改良整備を強く要望します。

1. 那智勝浦町（湯川）～串本町（上田原）間は、国道42号のみで迂回路がなく、当地域のバイパスとして重要であります。
特に、地震・災害時には災害避難緊急道路・緊急物資輸送道路としての役割が大きく、開設を強く要望します。
2. 県道高田相賀線的那智勝浦町への延長促進
この道路は、国道42号・168号を補完するバイパス機能を持ち、豊かな自然と歴史文化に恵まれたこの地域の観光振興と、緊急時での物資や人の輸送代替道路として重要な路線であるため、整備促進を強く要望します。
3. 県道那智勝浦・古座川線の改良促進
本路線は、古座川町小川地区の唯一の生活道路であります。
改良工事は順調に進められていますが、中崎トンネル工事の早期着工をはじめ、引き続き未改良区間である山手～中崎区間の整備促進を強く要望します。
4. 県道串本・古座川線の改良促進
本路線は、古座川町三尾川地内から串本町和深地内に通じ、日常生活・産業活動に欠くことのできないもので、災害等による沿岸道路の交通遮断時の迂回路線ともなる重要な路線であるため、引き続き改良の促進を強く要望します。
5. 県道太地港下里線の改良促進について
太地町より那智勝浦町下里地区を經由し国道42号に至る本線は、当町の主要幹線道路であります。改良工事は、順調に進

められてまいりましたが、一部用地の未解決により休止している状況であります。引き続き改良の促進を強く要望します。

6. 県道梶取崎線の改良促進について

当路線につきましても、上記路線同様に当町の主要幹線道路であることから交通量も多く、また、通勤や小中学生の重要な通学道路ともなっており、交通安全上からも拡幅や歩道の整備が強く望まれております。当路線も一部用地交渉が難航しているため、休止している状況にありますが、引き続き改良の促進を強く要望します。

また、平成19年度において、岩肌が露出している道路法面の緑化・法面保護整備に着工して頂き、景観面・安全面から見ても成果が高まっており、引き続き未施工個所についての事業の継続を強く要望します。

7. 県道勝浦湯川線の早期整備

本路線は、平成14年度から諸事情により工事が中断されております。

この道路は、観光地那智勝浦と国道42号を結ぶ主要道路で、バイパス機能を持ち、渋滞の緩和を図ると共に、地震・災害時には災害避難緊急道路・緊急物資輸送道路となる重要道路であり、早期に工事の着工を強く要望します。

2 県立救急医療センターの建設について

当地方では、高次救急医療を要する患者が発生した場合においても、これらに対応できる医療施設がなく、極めて深刻な状況にあります。

このため、やむなく遠方の大学病院等に搬送し、緊急手術等の治療を受けているのが実情です。

つきましては、新宮医療圏並びに周辺市町村の医療施設等との緊密な連携を基にして、誰もが等しく救急医療サービスを受けられるべく

広域圏内に24時間体制の県立救急医療センターを早期に建設されるよう要望します。

3 産業廃棄物処理場の設置について

産業廃棄物の処理については、産業界の企業努力も多くの困難に突きあたっている状況にあります。

産業廃棄物処理施設は、新宮市内に一カ所設置されておりますが、小規模で限界があり、広域的な処理施設がぜひ必要であります。

現在、日高・西牟婁・東牟婁地域の産業界、市町村及び県で設立した「紀南環境整備公社」で検討されていますが廃棄物を適正に処理し保健衛生の向上を図るためにも、早期に処理場が設置されるよう強く要望します。

4 学校建物の大規模改造における 補助基本額の引き下げ及び 補助対象事業の拡大について

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場として、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な意義を持つことから、施設整備の充実を図ることが求められております。

経年により、通常発生する学校建物の損耗、機能低下に対する復旧措置及び建物の用途変更に伴う改築等の大規模改造を促進する制度（築後20年以上経過した老朽建物の外部及び内部の改造工事を同時に全面的に行なうものが対象）では、補助基本額が原則として、7,000万円～2億円であるため、小規模校や外部のみの工事など特別な事情のある場合は補助事業の対象とならないため、財政運営に大きな負担となっております。

これら事業に対して補助基本額の引き下げ及び工事について外部と内部を分離し、それぞれ補助対象事業として認定して頂きますよう要望します。

5 急傾斜地崩壊対策事業の促進 について

太地町においては、狭隘な土地に山地と接近して危険な斜面の近傍に多くの民家が集中して建ち並び、降雨時には崖崩れや地滑りが大変心配される状況にありましたが、工事の施工により整備がなされてきております。

しかしながら、町内では毎年住民から危険な数箇所の工事の要望があり引き続き事業の促進を強く要望します。

- 要望箇所 熱海地区（急傾斜名・番号・Ⅱ-8310）

6 アライグマ駆除の体制整備について

「外来生物法」でアライグマを駆除するにはガスによる安楽死の可能な施設と獣医師が必要となります。紀南地方でこの条件が整ったところは田辺市しかありません。今後アライグマの根絶を図るためにもマンパワーの確保と設備の整備が必須条件となります。

こうした条件は田辺市以南には整っておらず、アライグマ対策を進めるうえでウイークポイントとなっています。こうしたことから串本町から新宮市までの間に、捕獲したアライグマを持ち込める拠点を確保し、生態系の保存と農作物の保護を図られたい。

7 保育所耐震補強事業に係る県補助 について

保育所における耐震診断については、国交省の1/3の補助対象となりますが、耐震補強については、国の補助メニューはありません。

しかし、学校施設の場合は安全・安心な学校づくり交付金制度が

あります。

つきましては、子供の安全・安心を確保するため、県費の補助を強く要望いたします。

8 図書館建設に係る国庫補助について

串本町図書館は、大正14年に開館（昭和27年図書館法に規定された図書館として設置）爾来、図書貸し出しサービスを中心に業務を行ってきました。

しかしながら現在の建物は、保育園として建築された木造施設で築50年以上が経過しており、老朽化が著しく耐震問題も深刻で、バリアフリーへの対応もできていません。また、施設の全体的なスペースが狭いため、開架冊数や閲覧席も少なく資料等の収蔵能力も限界に達しており、今日的な図書館サービスに支障をきたしています。

わが国の公立図書館は、これまでに飛躍的に伸張し、ハード面・ソフト面の両面において目ざましい充実・発展を遂げています。

近年の科学技術の急速な発展とあいまって、激変する社会の中で、地域の生涯学習の拠点として、また、情報・知識の集積拠点として、ひいては文化創造とひとづくり・まちづくりの中心拠点として、図書館に寄せる期待と要望は益々高くなっております。このような社会的要請を受けてこれまでも新築移転が検討されてきましたが、財政上の問題から実現に至っておりません。

図書館法では、「国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。」とありますが、現実には事業が実施されていない状況にあります。

つきましては、図書館建設の促進を図るべく、補助事業の復活・充実を働きかけていただきますようお願いいたします。

9 日本トルコ友好教育プロジェクトについて

平成20年6月4日～8日、トルコ共和国大統領訪日及び6月7日の和歌山県串本町 訪問に際し、エルトゥール号追悼式典の大統領スピーチにおいて両国間の若い世代の相互交流の振興を実現させていかなければならない旨のお話をいただきました。

次代を担う青少年に異文化に直接触れ、学び、未来を築いていく糧とする機会を与えようというこの提案は、国際社会における有意の人材の育成、また相互理解を深めることにより心豊かな若者を育てるという観点から意義あるものであると考えます。

串本町においてトルコ共和国姉妹都市等との青少年相互交流を行っておりますが、大統領の訪問を契機として全県的なレベルにトルコ共和国との青少年の相互交流事業を拡大し、実施いただきますよう要望申し上げます。

また、国レベルでの青少年相互交流の制度化を関係官庁に対し働きかけていただくとともに、トルコ共和国との青少年相互交流において和歌山県がさきがけとなっていだきたく要望いたします。

10 和歌山県観光連盟の南紀エリア事務所の設置について

現在（社）和歌山県観光連盟の事務所は、県庁観光振興課内にあります。しかし、和歌山県における観光は、白浜・那智勝浦・熊野本宮・串本をはじめ南紀エリアが主要地となっております。

これだけ広大な県域の端と端に位置している関係上、移動にかなりの時間がかかるため、現地と県観光部局との連絡調整がつきにくい状況にあります。

現場の状況を直接肌で感じながら、常日頃からの関係者との情報交換や協議により、「何を望んでいるのか」「どんな期待や熱意をもっているのか」が必ず見えてきます。そんな声を事業化していくことが本来の行政のあるべき姿だと思っております。

ほんまもん体験、インバウンド誘致、教育旅行誘致等、現在注目されているメニューのほとんどが南紀エリアです。

和歌山県観光連盟の南紀エリア事務所設置、あるいは、広域観光協議会の発足等、県・関係市町村・民間企業からの出向職員による組織を形成し、広域エリアをコーディネート・ハンドリングできる体制づくりを要望いたします。

11 海岸における漂着ゴミ・海藻や流木等の撤去について

ラムサール条約に登録された串本沿岸海域や周辺の海岸に漂着ゴミや海藻等ラムサール条約に登録された串本沿岸海域や周辺の海岸に漂着ゴミや海藻等が打ち上がり、その撤去処分に関係者が苦勞しております。また古座川上流から流てきた流木等の漂着にも同様に苦慮しております。

については、海岸管理者の県としてのご配慮をよろしく願います。

12 串本沿岸海域のラムサール条約登録を活かした施策について

平成17年にラムサール条約に登録されてから環境省・和歌山県・串本町では、サンゴの海を守ろうと、オニヒトデ駆除にたいする補助も行っております。地元関係者の努力により、個体そのものは減少してはいるものの温暖化の影響により、この活動を中止すれば即、異常繁殖することが予想され、地道な努力を継続していくことが大切であると考えております。

串本町としても様々な事業の展開をしてまいりました。近畿では琵琶湖と串本沿岸海域の2箇所だけしか登録されておらず、今年度

から更に積極的にラムサール関係事業を計画しております。

つきましては和歌山県としても積極的なご理解を賜りますようお願いいたします。